

社会保険

Q & A

「教えて城間先生!!」

Vol.34



相談者

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は、出産育児一時金の直接支払制度についてです

Q

私の妻が7月に出産するのですが、かかっている病院から「直接支払制度を採っているので直接支払制度の利用に合意する文書が必要です」と言われました。これはどのような制度なのでしょう。また、実際に私が受け取れる額はどのようになっているのでしょうか？

A

まず、出産育児一時金について説明します。

被保険者が出産した場合「出産育児一時金」として、扶養家族が出産した場合「家族出産育児一時金」として1児ごとに50万円が支給されます。出産には妊娠4か月(85日)以後の生産(早産)、死産(流産)、人工妊娠中絶も含まれます。なお、在胎週数22週に達していないなど、産科医療補償制度※加算対象でない場合は48万8千円となります。



城間先生

Q

分かりました。かかっている病院が産科医療補償制度加入ということであれば50万円の家族出産育児一時金が支給されるということですね。では直接支払制度についてはどうでしょうか？

A

直接支払制度は、出産育児一時金を出産にかかる費用に充てることができるよう、協会けんぽ又は健康保険組合など保険者から被保険者に支払われる出産育児一時金を医療機関等に直接支払う仕組みのことで、出産にかかるまとまった費用を事前に用意する必要がないよう設けられた制度です。そのため医療機関等は被保険者に直接支払制度についてよく説明をした上で、利用するか否かの意思確認をする必要があります。

直接支払制度を利用することに合意した場合は退院等までの間に医療機関等と利用について書面で契約を交わすことが必要になります。あなたの場合、その意思確認のため文書が交付されたものと考えられます。

なお、医療機関での実際の出産費用が出産育児一時金額よりも低い場合は、あとで保険者(協会けんぽ、健康保険組合)に請求すれば差額の支給を受けることが出来ます。逆に実際の出産費用の方が高い場合は、その分を被保険者等が医療機関の窓口で支払うことになります。

※「産科医療保障制度」とは、より安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として平成21年1月に創設され、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子とその家族の経済的負担を補償することを主な目的として創設された制度です。この制度に加入する分娩機関は、掛金を支払い補償対象と認定されると、保護者へ保険会社から補償金が支払われます。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

7月：3日(金)・10日(金)・17日(金)・24日(金)・31日(金)

8月：7日(金)・14日(金)・21日(金)・28日(金)

各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談

